

緊急事態宣言解除後の市民への不要不急の外出自粛の周知について

令和3年3月19日
飯 能 市

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除に伴い、解除後の段階的緩和期間における市民への不要不急の外出自粛の周知については、次のとおり実施します。

◆ 周知方法

(1) 防災行政無線の放送による周知

〔実施期間〕 令和3年3月22日(月)から令和3年3月31日(水)

〔放送日及び回数〕 原則として、1日1回

〔放送時間〕 午前又は午後、夕方

(2) 市ホームページ、飯能市メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、飯能市ご当地アプリによる周知

(3) 飯能日高テレビによる周知

(4) 公共施設へのポスター掲示等による周知

(5) 市役所窓口等における来庁者へのチラシ配布による周知

(6) 市立保育所、小中学校における学校だより等による周知

参考) 防災行政無線等による周知内容

新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大しないよう、市民の皆様には日中も含めた不要不急の外出を控え、気を緩めることなく、基本的な感染予防の徹底をお願いします。